

仕様書（案）

第1 件名

福岡県国際金融機能誘致 Web サイト改修及び運営管理業務委託

第2 目的

福岡県（以下「県」という。）の国際金融機能誘致活動を推進するため、海外の金融機関や FinTech 企業などの意思決定に関与する者を対象に、ビジネスの場としての福岡の魅力や福岡進出を検討するために必要な情報を発信する Web サイト*の改修、コンテンツの追加及び運営管理業務を委託するもの。

※ 福岡県国際金融機能誘致 Web サイト：<https://financial-hub-fukuoka.com/>

第3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

第4 委託費

9,850,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、本契約は、議会における当該契約に係る予算の成立を条件とするものであり、成立した予算の範囲内の委託契約金額をもって、令和5年4月1日を目途に確定し、契約する。

第5 業務実施体制

本業務を円滑に遂行するため、受託者は以下の体制を整えること。

- (1) 業務全体を統括するための責任者の配置
- (2) 設計、デザイン、閲覧数の分析等、各分野において十分な経験・知見を持つ人員の確保

第6 業務内容

- (1) Web サイトの改修、コンテンツの追加
 - ① Web サイトの改修に関する一切の業務
 - ② Web ページのコンテンツ（作成中のものも含む）制作及び追加
 - ③ レンタルサーバーの維持
 - ④ CMS (Contents Management System) の改修
 - ⑤ その他
- (2) Web サイトの運営及び管理
 - ① システムの安定的な運営及び定期的な保守管理
 - ② セキュリティ及び関連法令等への対応
 - ③ コンテンツの更新業務

- ④ 緊急時の連絡体制表と対応フローの策定
 - ⑤ Web サイト更新に関する操作マニュアルの作成及び研修の実施
 - ⑥ その他
- (3) Web サイト運営開始後のデータ分析及び報告
- ① Web サイトへの訪問者数やページ毎の閲覧数など月次の計測及び分析
 - ② 完了報告書提出時に、分析結果及び今後の運営やコンテンツ制作に係る助言

第7 業務内容の詳細と条件

(1) Web サイトの改修及びコンテンツの追加

① Web サイトの改修に関する一切の業務

- Web サイトの改修及びコンテンツの制作は、受託者にて開発環境を用意する。
- オペレーティングシステム、ブラウザ、アクセス解析システムなど現行の Web サイトの設定を基本とし、「第2 目的」の達成に向けたサイト全体の改修を行う。なお、既存設定の変更を行う場合は、事前に県と協議したのち決定する。
- 新規コンテンツページは、既存ページの設定同様、トップページ、メニューページ等からアクセスできるように設計する。
- 「第2 目的」記載の閲覧対象者が、閲覧したくなるような魅力的な内容やデザインとする。
- 閲覧者にとっての見やすさ、使いやすさ、情報の探しやすさを重視した改修を行う。
- スマートフォンで閲覧する際の表示や操作性などを優先し、PC やタブレットでの閲覧にも対応できるものとする。
- アクセシビリティの対策として、日本工業規格の「JIS X 8341-3:2016 (高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ)」において、「レベル AA」を達成するよう改修し、総務省のチェックツール等を用いたテスト結果を提出する。
- 検索エンジンにおける検索結果ページにおいて、表示順位の上位に表示されるようにするため、サイト全体に検索エンジン最適化を講じ、アクセスアップを目指す。

② Web ページのコンテンツ（デザインなども含む）の制作及び改修

- 以下の制作・改修を想定とし、別途詳細については県と協議して決定する。
 - 福岡県へ進出した企業のインタビューページ、動画の制作
(対象数は3社以上とし、取材、撮影、編集等も含む)
 - 国際金融アドバイザーのインタビューページ、動画の制作
(対象数は5名以上とし、取材、撮影、編集等も含む)

- 福岡県における ESG、SDGs への取組み
- 福岡県の補助金交付手続きの電子申請化
- ファーストビュー
- 資金調達ニーズ、FinTech 導入実績のある企業の情報（随時追加）
- その他必要な内容

③ レンタルサーバーの維持

- 制作した Web サイトをインターネット上で公開するために必要なレンタルサーバーを維持する。
- レンタルサーバー等の使用に関する権限を県へ移管する。
- 契約期間のサーバーレンタル費用や維持に必要な費用は本業務の必要経費に含める。

④ CMS の改修

- 県が容易にコンテンツの追加、変更、削除を可能とするシステムを維持、もしくは改修する。
- CMS のソフトウェアは現行の設定を基本とし、受託者においてソフトウェアのバージョンアップや不具合対応など、県への適切なサポートを実施する。
- CMS は、パスワードを設定した管理者専用ページからログインし、操作できるようにする。また、県において定期的にパスワードを変更できるようにする。
- 県の PC から CMS サーバーへの接続の際は、ID、パスワード認証にてログインを行うものとし、ログインパスワードは 8 文字以上、アルファベットや数字などを混合したものとする。
- 制作したコンテンツは、公開前にプレビュー画面で確認できるようにする。

⑤ Web ページの多言語化

- 県が発信するサイトとして適切なクオリティを備えた英語及び日本語とし、Web サイトへの掲載に適した自然な表現や文章構成を用いる。
- 英語を母国語とする者に文章の確認をさせる。

⑥ セキュリティ及び関連法令等への対応

- レンタルサーバーは、耐震設備、防火設備などの物理的なセキュリティに対応したデータセンター等に設置し、Web サイトへの不正アクセスや改ざんをされないよう、情報セキュリティ上必要な措置を講じる。
- 外部インターネットサーバーに機密情報を保存しない。
- レンタルサーバーに機密情報が保存されないようにする。
- コンピューターウイルス対策などを毎月 1 回以上定期的に講じる。
- 外部との通信は、常時 SSL 暗号化通信に対応させる。
- SSL 証明書は有効期間開始日から 1 年間有効とする。なお、SSL 証明書の

維持費用は本業務の必要経費に含める。

- アクセスログの記録及び解析ができるものとし、直近 1 年以上を保管する。
- データのバックアップを毎日 1 回以上自動的に実施し、その保存期間は 1 か月以上とする。
- 障害発生時には前日のデータに復元できるようにする。
- フィッシング被害を防止するため、既を取得したドメイン 3 つを維持する。なお、取得したドメインの維持費用は本業務の必要経費に含める。
- その他、本業務に必要な国内外の関連法令があれば対応する。

(2) Web サイトの運営及び管理

① システムの安定的な運営及び定期的な保守管理

- システムの安定的な運営を図るため、ソフトウェアに関してセキュリティ対策を講じ、安全性に配慮した運営及び保守管理を行う。
- 運営管理業務を履行できる体制を設定し、県に報告する。
- 県からのシステム操作に関する問合せに対し、速やかに対応する。問合せの受付時間は、土曜日、日曜日、祝日及び県が指定する日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、システム障害等緊急事態が発生した場合はこの限りではない。
- Web サイトの稼働については、24 時間 365 日の稼働を行うものとし、セキュリティパッチの適用等一時的に停止する場合には、アクセスの少ない時間帯に実施するなど停止時間を極小化する。
- レンタルサーバーの稼働状況を常時監視する
- セキュリティ問題に係る情報を取得し対応が必要な場合、または、オペレーティングシステム等のシステムの脆弱性が発見された場合は、パッチを適用する等のセキュリティ対策を行い、速やかに県へ報告する。また、緊急のパッチが出た際は、早急に適用する。
- Web ページのリンク切れを防ぐため、定期的にリンク切れをチェックする。
- 運営管理に要する費用は本業務の必要経費に含める。

② コンテンツの制作及び追加などの更新業務

基本的な更新作業（テンプレートを使用したテキスト、画像、表、添付ファイル等の追加・削除によるコンテンツ制作・更新等）は、県が CMS により行うが、受託者は更新作業や問合せへの対応など適宜サポートを行う。

③ 緊急時の連絡体制表と対応フローの策定

運営・管理の体制、緊急連絡先等の情報や、連絡フローが記載された運営体制表を作成し、県へ提出する。

④ Web サイト更新に関する操作マニュアルの作成及び研修の実施

県が、Web サイトの更新の操作を容易に習得できるよう、CMS 含め Web サイト更新に関する操作マニュアルを作成し、研修を実施する。

(3) その他

- 仕様書第6、第7に記載した事項以外で、本業務の範囲内において実施可能、かつ目的に沿ったアイデアがあれば、積極的に提案する。
- 国や他の自治体が制作している同種の Web サイトで使用している素材などの重複を避けるものとする。
- Web ページの校正にあたっては、受託者が用意する検証用 Web ページ（アドレス非公開、かつパスワードの設定を要する）にアップロードし、事前に県の承認を得たうえで公開する。なお、校正は責了とせず、県が校了と判断するまで行う。
- 契約締結後速やかに県と打合せを行い、公開する範囲を決め、仕様書に基づいた業務と具体的なスケジュールの設定も含めた業務実施計画書を提出する。
- スケジュール管理を行い、月に1回以上の定例会や県からの依頼に応じて随時開催される業務の打合せにて進捗の報告を行う。
- 「第9 成果物、納期及び納品場所」記載の成果物を期限までに提出する。

第8 知的財産権、使用权等

- (1) 本事業により発生した成果物に係る一切の権利は県に帰属し、受託者は著作者人格権の行使をしないこと。
- (2) 成果物の作成等にあたり、第三者の著作権等を侵害した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 納品された成果物の第三者への提供や内容の転載については、県の承諾を必要とする。

第9 成果物、納期及び納品場所

本業務における成果物を以下の納期により、郵送、Email または USB メモリなどにて「第14 担当部署」に提出すること。各納品物の納品方法の詳細は県と協議の上決定するものとする。

- (1) 議事録 : 会議実施後3営業日以内
会議や打合せ等が実施された場合、第三者が理解できるように簡潔にまとめた議事録
- (2) 業務実施計画書 : 契約締結後速やかに
仕様書に基づいた実施内容、体制、工程表、改修スケジュール等を示した資料
- (3) システム設計書 : 設計段階
概要設計、基本設計等の各種システム構築にかかる設計をまとめた資料
- (4) テスト結果報告書 : テスト実施後速やかに
テストの実行結果を記録した資料
- (5) 運営管理体制表 : 運営開始前

運営・管理の体制、緊急連絡先等の情報や連絡フローが記載された資料

- (6) システム操作マニュアルと研修 : 運営開始前
管理画面の操作方法をまとめたマニュアルを基に、研修を実施
- (7) コンテンツ制作を含めた Web サイト改修 : 制作後速やかに
制作したコンテンツを公開
- (8) コンテンツを含めたサイト全体のデータ : 令和6年3月31日までに
検収段階にて、本業務で制作したすべてのデータ
- (9) 完了報告書（全業務完了時） : 令和6年3月31日までに
Web サイトの利用状況に関する分析結果と今後の運営・コンテンツ制作に係る助
言をまとめた資料、及び全業務の完了を報告する資料

第10 契約の解除

県は、受託者が以下のいずれかに該当する場合、本委託契約を解除することができる。

- (1) 法令または契約に違反した場合
- (2) 虚偽の報告をした場合
- (3) 県の指示に従わなかった場合
- (4) 受託者の破産等、本業務を適正に実施することが困難であると県が判断した場合

第11 支払方法

- (1) 成果物等の検査完了後、受託者は県に請求書を提出する。
- (2) 県は、請求書を受け取り次第、速やかに支払処理を行う。

第12 再委託の取り扱い

- (1) 受託者は、事前に県の承認を得たうえで、必要に応じて委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (2) 仕様書に定める事項については、受託者同様、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

第13 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、関連する法令等を遵守し、公序良俗に反することの無いよう実施しなければならない。また個人情報の取り扱いについては、契約書別記個人情報取扱特記事項に従わなければならない。
- (2) 本業務の契約期間の満了、全部もしくは一部の解除等により本業務が終了となる場合は、受託者は県の指示のもと、業務引継ぎに伴うシステム移行等に必要となる本業務の設計書や HTML ファイル等を円滑に提供し、県が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じる。
- (3) 県から提供されたデータを第三者に知らせ、または、本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、県の承認を得た場合はこの限りではない。

- (4) 受託者は、本業務により取扱う情報・資料等及び制作物の取扱いについて、漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止のため適正な管理をしなければならない。また、業務上やむを得ず複写、複製の必要があるときは最小限とし、使用後は廃棄しなければならない。
- (5) 仕様書に定めのない事項であっても、県に報告の上、Web ページ運営上必要となる業務及び作業の実施に付随する軽微な作業は、契約金額の範囲で行うこと。
- (6) 仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、県と受託者は別途協議する。
- (7) 本業務を実施するにあたり、故意または過失により第三者に損害を与えた時は、受託者が当該損害賠償責任を負う。

第14 担当部署

福岡県企画・地域振興部総合政策課（国際金融機能形成推進班）

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

T E L : 092-643-3499

Email : int-finance@pref.fukuoka.lg.jp